

第 10 章 行政機関個人情報保護	193
1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の概要	193
2. 個人情報ファイルの状況	193
3. 開示義務、開示の決定・実施等	193
4. 不服申立て、訴訟	193
5. 監査の状況	193
6. 保有個人情報の漏えいの状況	193

第10章 行政機関個人情報保護

1. 行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律の概要

[2003年5月30日公布／2005年4月1日施行]

(1) 目的

行政機関において個人情報の利用が拡大していることにかんがみ、行政機関における個人情報の取扱いに関する基本的事項を定めることにより、行政の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

(2) 対象となる行政機関

国政を執行する全ての行政機関を対象とする。

(3) 対象となる個人情報

<保有個人情報>

行政機関の職員が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該行政機関の職員が組織的に利用するものとして、当該行政機関が保有しているものである。ただし、行政文書（行政機関の保有する情報の公開に関する法律（1999年法律第42号）第2条第2項に規定する行政文書）に記録されているものに限る。

<個人情報ファイル>

保有個人情報を含む情報の集合物であって、次に掲げるものをいう。

(ア) 一定の事務の目的を達成するために特定の保有個人情報を電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの。（電子媒体として記録）

(イ) 一定の事務の目的を達成するために氏名、生年月日、その他の記述等により特定の保有個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したもの。（紙媒体として記録）

2. 個人情報ファイルの状況

個人情報ファイルについては、その概要を明らかにすることにより透明性の確保等を図るため、個人情報ファイル簿を作成し、公表している。

2014年3月31日現在の経済産業省、資源エネルギー庁、特許庁及び中小企業庁の個人情報ファイルの数は、132と

なっている。

3. 開示義務、開示の決定・実施等

行政機関の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示請求があった場合、不開示情報を除いて、原則として開示しなければならないが、開示請求があった翌日から30日以内に、全部開示、全部不開示、部分開示を決定する。ただし、30日以内の期間延長及びそれ以上の期間延長の特例措置も規定されている。

開示請求に係る行政文書に第三者に関する情報が含まれる場合、開示の決定に際し当該第三者に意見提出の機会を付与することができる。

開示は、文書、図画等の閲覧、写しの交付等により実施する。

4. 不服申立て、訴訟

2013年度における不服申立ては1件、訴訟の実績はない。

(ア) 不服申立て

開示決定等に不服がある開示請求者等は、行政機関に対して不服申立てを行うことができる。行政機関は、不服申立てに対する決定等（全部開示をする場合及び不適法な不服申立てを却下する場合を除く）をする際、内閣府におかれる情報公開・個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(イ) 訴訟

開示請求者等は開示決定等の取消し又は開示決定等に係る不服申立てに対する決定等の取消しを求める訴訟を提起することができる。

5. 監査の状況

2013年度においては、2013年11月から2014年3月にかけて、保有する個人情報について、その取扱い及び管理の方法について監査を実施した。

6. 保有個人情報の漏えいの状況

2013年度に、経済産業省及び資源エネルギー庁において計10件の保有個人情報の漏えい事案が発生し、職員に対して、再発防止のための研修や注意喚起を実施した。

■2013年度における行政機関個人情報保護法施行状況

(1) 開示請求件数

	個人情報保護窓口での新規受付件数		
	計	本省庁	地方支分部局
経済産業省	8	6	2
資源エネルギー庁	0	0	0
特許庁	44	44	-
中小企業庁	0	0	-
合 計	52	50	2

(2) 開示決定等件数

	開示決定等件数			
	計	開示決定		不開示決定
		全部開示	部分開示	
経済産業省	8	4	0	4
資源エネルギー庁	0	0	0	0
特許庁	34	32	1	1
中小企業庁	0	0	0	0
合 計	42	36	1	5